

「省令」
第 8 条

(十一) 暗号機能を有するスマートカード若しくはそのリーダライタであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品

1 スマートカードであつて、次のいずれかに該当するもの

一 データ機密性確保のための暗号機能が、本号イに該当しない装置又はシステム（本号へのみに該当するものを除く。）に限定して使用されるスマートカードであつて、かつ、他の用途のためにプログラムの書き換えができないもの

二 個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（認証及び金銭債権に係るものその他これらに類するものを含む。）を含む。）をいう。（十一）において同じ。）又は団体情報（法人その他の団体の情報であつて、認証及び金銭債権に係るものその他これらに類するものを含む。（十一）において同じ。）に係る情報が記録され、又は記録されるように設計したものであつて、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ 暗号機能を専ら当該スマートカードに記録された個人情報又は団体情報の保護のためにのみ使用するもの

ロ 専ら公共施設若しくは商業施設において使用し、又は当該スマートカードに記録された個人情報又は団体情報に係る情報の認証のために使用するもの

ハ 当該スマートカードを使用する者が当該スマートカードの有するデータの機密性確保のための暗号機能を変更することができないもの

2 リーダライタ（電気通信回線を通じて読み取り、又は記録するものを含む。）

(十二) 民生用に設計した携帯用電話機端末（携帯回線網用の電話その他の無線回線網用の電話をいう。（十四）において同じ。）若しくは移動用電話機端末（専ら自動車その他の移動体において使用するよう設計したものをいう。（十四）において同じ。）であつて、次の 1 及び 2 に該当するもの（衛星電話を除く。）又はこれらの部分品

1 他の電話機端末その他の装置（無線アクセスネットワーク装置を除く。）に暗号化されたデータを直接送信することができないもの

2 無線ネットワーク制御装置、基地局制御装置その他の無線アクセスネットワーク装置を経由して暗号化されたデータを伝達することができないもの

(十三) コードレス電話機端末間での暗号化機能を有しないコードレス電話装置であつて、コードレス電話機端末と家庭内基地局の間に無線中継器がない場合の一無線区間での電波到達最長実効距離が400メートル未満のもの